

令和3年8月6日

副学長(学生担当)

太田 圭 様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 森本 ひのき

学内で食事を提供する事業者に対する

アレルギー表示の改善・実施の要望

現在、学内の一部の食堂において、アレルゲンの使用の有無が表示されているメニューが見受けられるが、アレルギー表示に誤りがあったためにアレルゲンが入ったメニューを注文してしまい、返金してもらうことになったという事例(※1)が報告された。また、表示がなされていても備えられているアレルゲンの項目は十分とは言えず、多くの事業者においては表示がなされていなかった。これらを受け、全代会は、学内で食事を提供する事業者のアレルギー表示の現状が改善されるべきであると考えた。しかし、アレルゲンの混入の度合いまで詳細に分類されたアレルギー表示を行うことは事業者にとって現実的ではなく、事実、容器包装された加工食品以外にはアレルギー表示は義務付けられていない。一方で、消費者庁が公開している「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告」(※2)内に記載されているように、前述した詳細なアレルギー表示より簡易的なものであっても、有症者の喫食の判断材料となって選択の幅を増やせる可能性があり、有症者と無症者との間での不便の差を小さくすることが出来ると考えられる。また、有症者からは「原材料としての使用の有無という形での表示でも、行ってくれる店舗があることは有難い」という意見も上がっている。これらを受け、全代会は次ページのように、事業者に向けてアレルギー表示の改善および実施を要望する。また、注釈に関しては3,4 ページ目に記載されている。

記

全代会は、学内で食事を提供する事業者に対して、アレルギー表示の改善および実施を要望する。初めに、要望するアレルギー表示の要点を記載する。

アレルギー表示の要点

- 特定原材料(7品目)の使用の有無を表示する。
- 特定原材料に準ずるもの(21品目)の使用の有無を可能な限り表示する。
- 混入の度合いまで詳細に分類する事が可能な場合は、それを行う。
- 工場の製造ラインが共有されている可能性がある場合は、その旨を表記する。
- 調理器具および食器を共有している場合は、その旨を表記する。
- アレルギー表示は、有症者の自己責任に基づく喫食の判断の参考のためのものであり、症状が発生しても責任を取ることが出来ないことを表記する。

次に、事業者に対する要望を記載する。

表示を行っている事業者に対する要望

表示が行われているメニュー：上記のような表示へと改善すること。

表示が行われていないメニュー：上記のような表示を行うこと。

表示を行っていない事業者に対する要望

上記のような表示を行うこと。不可能ならば、その旨をメニューの掲示などに添えて示すこと。

以上

※1 事例

4月20日の11時頃、二学食堂においてのこと。「中華風チキンサラダ」のアレルギー表記において、小麦・卵の欄はあるものの印が無いことから可食と判断し、注文した。しかし、提供されたチキンの衣を見るとそれらが使用されている疑いがあったため、確認をした。その結果、それらが使用されていたので、返金してもらった。

(以下は該当する会計のレシート)



※2 外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会中間報告

リンク：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_004/pdf/syokuhin1429.pdf

QR コード：



今回は、同報告書内の

5 外食等において提供されるアレルギー情報の内容

(1) 基本的な考え方

ウ 対応可能な範囲での情報提供も有益
の項の内容を参考とした。